

記入済み申告制度

— 納税者利便のための納税者番号の活用

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

Shigeki MORINOBU

NTTデータ経営研究所
シニアコンサルタント

小林洋子

Yoko KOBAYASHI

I はじめに

記入済み申告制度とは、雇用主や金融機関等の第三者から提出された情報に基づいて、税務当局が納税者の所得金額や控除金額、税額を申告書に事前に記入した上で納税者に提示し、納税者が記入内容を確認することで、申告が終了する仕組みである。納税者の申告書作成負担の緩和等を主目的として実施されており、各国で導入が広がっている。英語では、pre-populated tax returns, pre-filled tax returns, tax proposals, informative statements 等、様々な呼び方がされている。

このような納税者サービスを可能とするには、税務当局が申告書に記入する内容の元データとなる資料情報を効率的かつ正確に収集・名寄せすることが必要で、そのために納税者を特定する番号（納税者番号、市民番号、社会保障番号等）が使われている。

こうした簡易な申告制度が、北欧諸国で採用されていることは我が国の税務関係者の間で知られているものの⁽¹⁾、2000年以降、欧州を中心に導入国が増えていることはあまり知られていない。OECDは、記入済み申告の広がり数年前から注目しており、

複数の調査レポート⁽²⁾を公表している。

折しも、自由民主党の平成21年度税制改正大綱において、納税者番号制度は的確な所得把握による適正・公平な課税の実現に加えて、国民の利便性に配慮した税制の設計のために必要不可欠であるとされ、それを受けて与党内に納税者番号制度に関する検討会が立ち上がり、議論が開始された。また、2009年度税制改正関連法案の附則にも、納税者番号導入の準備を含め、納税者の利便向上と課税適正化を図ることが明記された。従来の徴税側の立場からだけでなく、納税者側の立場からの納税者番号の必要性が認識されたことの意義は大きい。

そこで、本稿では、納税者利便のための納税者番号の活用事例の一つとして、記入済み申告制度についてOECDの調査レポートを中心に紹介するとともに、我が国への示唆として導入する意義や導入手順、課題について考えてみたい。

II 記入済み申告とは

記入済み申告とは、先述したとおり、雇用主や金融機関等の第三者から提出された情報（源泉徴収票や支払調書等の資料情報）に基づいて、税務当局が納税者の所得金額

や控除金額、税額を申告書に事前に記入した上で納税者に提示し、納税者が記入内容を確認することで、申告が終了する簡易な仕組みである。納税者の申告書作成負担の緩和のほか、税務当局の（申告後）事務の効率化、納税者サービスの充実による税務当局のイメージ向上を目的として導入されている。

OECDでは、各種情報の電子化やIT化の進展を背景に、税務執行にITを積極的に活用することで納税者のコンプライアンスに伴うコストの低下と税務当局の事務負担の緩和を目指す加盟国の二つの動向として、電子申告と記入済み申告を位置づけている。

周知のように、資料情報制度は納税者の申告内容の適正性を税務当局が確認するために、支払者に対して受取人と支払内容を記載した法定資料の提出を義務付けている。記入済み申告は、この資料情報を納税者が作成した申告書を確認するためではなく、予め情報を記入することで納税者の申告書作成を支援するために活用するという発想の転換が図られている点が一つの特徴である。これにより、納税者利便に資するだけでなく、税務事務の効率化にも資する。す

なわち、申告書の収受後に申告内容を審査する従来の申告方式に比べて、記入済み申告の場合は申告間違いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純なミスを予め防止できるため、申告書収受後の事務が効率化されるのである。

記入済み申告の導入国は2000年に入って増えており、導入を決定しているオランダ、南アフリカを含めると15か国にのぼる。なお、後述するように記入済み申告が効果を発揮するためにはプロセスの十分な電子化が不可欠である。オーストラリア、シンガポール、ポルトガルの場合は、電子申告を利用する場合に限って記入済み申告を適用しており、最近の導入国の一つの特徴といえる。

なお、記入済み申告は税務当局が申告書に予め所得金額と税額を記入して納税者に提示することから、賦課課税方式の一種だという誤解も一部に見受けられるが、北欧をはじめ、エストニア、チリ、スペイン、オーストラリア等、申告納税方式の国において多く導入されている⁽³⁾。申告納税方式の場合は、納税者が記入内容を確認することによって、納税額を確定する。また、納

表1 記入済み申告の導入国（導入年）

1980年代	1990年代	2000年代	予定
デンマーク (1988)	スウェーデン (1995) フィンランド (1995) ノルウェー (1998)	アイスランド (2000) エストニア (2001) チリ (2002) スペイン (2003) オーストラリア (2003) シンガポール (2005) ベルギー (2006) フランス (2006) ポルトガル (2007)	オランダ (2009) 南アフリカ (2009)

税者が修正せずに署名をして申告した後に新たな所得が発覚した場合は過少申告等により追徴課税されることになる。すなわち、記入済み申告は申告書に情報を予め記入しておくという一種の納税者サービスであって、税額決定が賦課方式か申告方式かとは直接の関係はない。むしろ、それぞれの制度を補完・強化するものと捉えることが正しいだろう。

III 記入済み申告の実際

記入済み申告の対象となる納税者は、個人の全納税者であるが、給与所得者や年金受給者等特定の納税者を対象に適用している国もある⁽⁴⁾。

記入済み申告の手続きの流れは、国によって異なるものの、概ね以下の6ステップで構成される。

- ① 資料情報の提出
- ② 記入済み申告書の作成
- ③ 記入済み申告書の送付
- ④ 納税者による内容確認
- ⑤ 納税者の修正内容の確認
- ⑥ 所得額と納付額（還付額）の通知

以下、OECDの調査結果⁽⁵⁾に基づいて、ステップごとに詳しく説明する。

① 資料情報の提出

資料情報の提出義務者は、各国の資料情報制度に基づいて、決められた期日までに納税者と自らの納税者番号を付けて資料情報を税務当局に提出する。提出義務者は国によって異なるものの、概ね雇用者、社会

保障関係機関、銀行、証券会社、住宅金融組合、保険会社、年金基金、労働組合、慈善団体等と多岐にわたり、納税者に関わる収入情報と控除に関する情報が税務当局に集められる。資料情報の提出は、義務化している国を含めて概ね9割程度が電子的手法によっている。

② 記入済み申告書の作成

税務当局は、納税者番号を用いて資料情報を名寄せし、記入済み申告書を作成する。申告書に記入される内容は資料情報の範囲による。収入関係では、給料、ボーナス、退職金、社会福祉給付、年金受給額、保険金、利子、配当、資産の売価等であり、控除関係では、通勤費、労働組合費、失業保険料、年金保険料・拠出金、支払利子（住宅ローン）、寄附等である⁽⁶⁾。資料情報の名寄せ、申告書の作成といった一連のデータ処理にかかる期間は、税務当局の内部事務のIT化状況や納税者数、一人当たりの資料情報点数等によって大きく異なる。デンマークは1か月で処理を終えている一方で、ノルウェーやフィンランド、チリは10週間近くかかっている。

③ 記入済み申告書の送付

税務当局は作成した記入済み申告書を納税者に送付する⁽⁷⁾。送付方法は、基本的に郵送が多いが、近年はオンラインでも入手できるようになっている。一方、エストニアはオンラインを原則としているものの、恐らくインターネットアクセスが難しい納税者への配慮から、税務署で申告書等を受け取ることも認めている。

④ 納税者による内容確認

納税者は、税務当局が作成した記入済み

申告書の内容が正しいか確認し、特に修正がない場合はそのまま署名し、修正が必要な場合は修正事項を記載した上で、税務当局に提出する。申告書を受け取ってから提出するまでの確認期間は比較的短く設定されており、概ね2週間から6週間である。

納税者が回答するために、郵送のほか、携帯電話を使ったショートメッセージ、電話、インターネット等、複数の手段が用意されている。また、スウェーデンやエストニアのように、還付金の振込み時期に差を設けることで電子的手段による回答にインセンティブを設けている国もある。

調査対象国によると、記入された内容を修正することなく署名している納税者の割合は、5割から7割となっている。修正内容の多くは資料情報では税務当局が把握できない控除額の追加や自営業者の収入の追記であることから、自営業者を記入済み申告の対象としていない国の場合、承諾率はさらに高いと想定される。

近年では、修正が必要な納税者だけが税務当局に回答し、一定の期間内に回答をしない納税者は事前記入内容を承諾したとみなす“deemed acceptance”、“silent acceptance”方式を検討する動きもある⁽⁸⁾。この方式を採用すると、記入された内容を修正しない納税者は回答する必要がないため、納税者の負担がさらに軽減されることになる。

⑤ 納税者の修正内容の確認

税務当局は、納税者が申し出た修正内容の適正性を確認した上で、当局内のデータベースを更新する。

⑥ 追加納付額（還付額）の通知

税務当局は、最終的な収入額、控除額、

所得額、追加納付額（還付額）を記載した通知書を納税者に送付し、還付がある場合は還付金の振込みを行う。

Ⅳ 記入済み申告が機能するための条件

このような複数のステップからなる記入済み申告を、多くの個人納税者に対して一定の期間内で提供するには、実務的にいくつかの条件が満たされる必要がある。

まず、膨大な量の資料情報を限られた時間内に正確に名寄せするために、納税者を特定する何らかの番号が資料情報に記載されていることが必要となる。記入済み申告の導入国では、納税者番号や市民番号、社会保障番号等が使われている。なお、導入国の一つであるフランスは、主要国の中で納税者番号制度がない国として我が国では紹介されてきたが、OECDによると税務当局だけが使用する所得税用の納税者番号が導入されたとのことである。納税者の状況に応じて異なると説明されていることから、番号体系が複数存在することも考えられる⁽⁹⁾。

第二に、資料情報制度の対象範囲が十分に包括的である必要がある。申告書に予め記入される内容が包括的でなければ納税者が追記しなければならない情報が多いため、納税者の申告書作成負担が十分に軽減されず、納税者の追記内容を税務当局が確認するための事務コストもかかるからである。

第三に、納税者からの修正が少ない申告書を作成するためには、可能な限り所得控除を簡素にすることが必要である。所得控除項目を簡素化する、定額控除とする、最

大控除額を設定するといった工夫を各国とも行っている。

第四に、膨大な資料情報を名寄せするプロセスを効率化するために、資料情報提出義務者の多くが電子的方法により情報を提出する必要がある。特に、情報システム投資が必ずしも十分でない中小零細企業に電子的方法による提出を促すことが課題となる。例えば、フィンランドではTYVIというウェブベースで資料情報を提出する企業向けのシステムを政府が構築し、政府の委託を受けた4社が利用件数に応じて政府が払う手数料で運営している⁽⁴⁰⁾。また、スウェーデンでは、主に小企業や慈善団体向けに税務当局が開発したフリーソフトが利用されている。

第五に、1か月から2か月程度で膨大な資料情報を名寄せし、記入済み申告書を作成し、納税者に送付するためには、税務当局内に大規模な情報処理システムが整備されている必要がある。

最後に、納税者からの回答に効率的に対応するために、納税者対応の自動化・最小化が求められる。携帯電話を使ったショートメッセージや電話、インターネットを回答手段として用意する、さらには特に回答しなければ承諾したとみなすdeemed acceptance/silent acceptance方式を採用する等の方法が用いられている。

記入済み申告を導入するために、上述した全ての条件を満たす必要はないが、これらの条件が十分に満たされなければ実務的に支障が生じ、結果的に記入済み申告が目的とする納税者利便や税務当局の事務負担の緩和の効果を十分享受できないことにな

る。したがって、導入国の多くがこのような条件が整う納税者や資料情報から適用を開始し、範囲を広げていくという段階的なアプローチを採っている。

例えば、フィンランドやノルウェーは、当初は給与所得者や年金受給者を対象とした上で、自営業者等を含む全個人納税者に適用対象を拡大した。一方、アイスランド、ベルギー、フランスは給与や年金等の限られた情報から事前記入を始め、銀行や保険会社等の対応が可能になった段階で利子や資産収入等の情報を記入対象としている。

Ⅴ 我が国への示唆

(1) 導入の意義

以上概観した記入済み申告は、課税の適正を期するための資料情報制度の充実と共に、資料情報の提出、納税者の申告、税務当局の内部事務といった各局面におけるIT化の進展という環境が整いつつあることを背景に、納税者と税務当局双方にとっての税務手続きや税務事務の一層の利便性向上や効率化を図るものと捉えられる。このような制度を我が国に導入することは、自らの申告によって税額を確定する自主申告制度の普及促進につながるるとともに、納税者意識の向上や新たな租税政策の導入をもたらすなど、様々なメリットをもたらす。以下で導入の意義を具体的に述べる。

第一に、個人納税者・税務当局双方の申告や事務負担を軽減する。

個人納税者、とりわけ、年金受給者の多

くは、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等を受けるために還付申告をするが、給与所得者の年末調整のような申告負担の軽減措置がない。実際、およそ2,400万件にのぼる所得税の（還付申告を含む）申告件数の半数以上は60歳以上の高齢者による申告が占めている。そこで、まず年金受給者から記入済み申告を導入することが考えられる。記入済み申告が導入されれば、納税者の申告負担が軽減され、タックスコンプライアンスの向上につながる。

また、記入済み申告の導入は、税務当局の事務負担の軽減につながる。電子申告は徐々に浸透してきたとはいえ、いまだ利用率は17%程度である。とりわけ個人の利用者への普及が課題とされており、紙ベースの申告がまだ大半を占めている現状では、税務署で申告書を収受した後、記入漏れ、添付書類からの転記ミス、計算間違いといった納税者のミスをチェックすることに膨大な事務負担がかかっている。

さらに、所得税の確定申告書は住民税額を確定するための課税資料として使われていることから、市区町村にも同様の事務作業が発生している。そこで、記入済み申告が導入されれば、国税当局の申告書の収受に伴う事務が大幅に効率化され、執行コストが軽減されることに加えて、市区町村は納税者が確認を終えて確定した申告情報を国税当局からデータで受け取ることが可能となるため、申告書のチェックに係る事務コスト、申告書のコピー代、データ化（パンチ入力）コスト等を削減することが可能になり、国税当局と地方自治体の申告書に伴うコストが大幅に削減されることになる。

このような執行コストの削減は税金の有効活用という観点から最終的には納税者の利益に資する。

第二に、記入済み申告は給与所得者の自主申告制度の導入に向けての道を開くことになる。

我が国の給与所得者にかかる現行の納税制度は、源泉徴収と年末調整とを組み合わせた効率的な制度となっているが、この制度に対しては、次のような問題が指摘されている。まず、年末調整を行う多くの会社に、多大の事務負担が生じているということである。また、年末調整を適切に行うに当たっては、（離婚を含め）配偶者がいるか、配偶者がいくらの所得を稼いでいるか、障害者が家族にいないかといった社員の家族に関する情報を把握しておかなければならないが、把握される方からすれば、プライバシーの問題が生じることとなる。加えて、年末調整だけで納税手続きを終える場合は自ら税務申告を行わないことから、タックスペイヤーとしての自覚ができないことが問題にされている。

これに対し、年末調整を廃止して税額を自らの申告により確定する自主申告制度を導入することは、自らの税負担を自覚することになり、民主主義の基本ともいえる納税者意識を養い、無駄な歳出を抑制する効果を持つ。また、社会への参加意識を高め、引いてはタックスペイヤーとして、税金の用途に対する監視の目を養い、民主主義の原点につながる効果がある。

年末調整の廃止は納税者と税務当局の申告や事務負担の増加を意味することから、これまで現実的な選択肢となりにくかった。

国家公務員の定数が厳しく管理されている状況で、税務職員の増員は簡単にできることではない。このような状況に活路を開くものとして記入済み申告の導入が位置づけられる。税務当局が既に把握している資料情報に基づいて納税者に提示すれば、納税者は不足している情報を追記するだけで簡単に申告を終えることができるのである。

このように税務当局が予め情報を記入して提示することは我が国において未知のことではなく、例えば税務署が前年実績に基づいて当年分の予定納税基準額と予定納税額を計算・記入して通知する予定納税や毎年確定申告を行う納税者に対して氏名、住所や予定納税額を記入して申告書を郵送している例がある。

もっとも自主申告制度を、選択的にしる導入するためには、現行の給与所得控除の水準を引き下げることが必要となる。現行の給与所得控除をいわば概算控除と位置付け、これを超えた場合には実額控除を選択できるという制度を念頭に置くと、相当数の納税者が概算控除の水準を超える経費を申告するという制度設計が必要となる。我が国の水準は、平均的な給与所得の三割が経費とされるというものであるが、これを米国のようにおおむね一割程度か、せいぜい二割程度の水準に引き下げることが必要となろう。

最後に、記入済み申告がこのような自主申告制度に道を開くことは自らの所得を得るための費用を経費として実額で控除するということにつながるが、それにより他の先進国が導入している新しい政策税制を導入する余地が生まれるという意義も指摘し

たい⁽⁴⁾。例えば高等教育の授業料、資格取得費等の費用の控除を認めることで人的資本の蓄積を促すことや、子供の養育費の控除を認めることで子育て支援をすることが考えられる。このような実額控除は税収面だけでなく、名寄せや費用の内容確認に多大なコストがかかるという執行面の問題から実現が難しいとされてきたが、記入済み申告はこの実現を可能にするのである。

(2) 導入の手順

以上のような意義を踏まえて、我が国に記入済み申告を導入する場合の手順について考えてみたい。

我が国では、まず申告負担の大きい年金受給者から導入し、次に給与所得者に適用対象者を拡大する段階的アプローチを採ることが考えられる。

年金受給者の場合は、先述したように所得税申告の半数以上を占めているなか、給与所得者の年末調整のような申告負担の軽減措置がない。電子申告 (e-Tax) は税務署に来ることなく自宅や介護施設等から申告することを可能にしたものの、キーボード入力は多くの高齢者にとってe-Tax利用のハードルになっていると聞く。後述するように、e-Taxと記入済み申告を組み合わせれば、e-Tax中で多くの情報が既に入力されている状態になり、高齢者は修正・追記部分のみの入力で申告が終了することから、有力な申告負担の軽減措置となる。年金受給者の場合は、公的年金の給付情報と人的控除情報を社会保険庁が保有しているため、社会保険庁から税務当局への資料情報の提出が電子化されれば、申告

情報の一部記入に留まるものの、記入済み申告を実施することが可能になる。

年金受給者の次の適用対象者は、給与所得者が考えられる。記入済み申告が導入されれば源泉徴収義務者が年末調整を行う必要がなくなる。従来の税務手続きと大きく異なる措置となるので相当の周知期間が必要と想定され、移行期間を設けて適用することが現実的だろう。記入される情報は当初は一定の範囲内に限られると想定されるが、電子化対応が可能になった資料情報提出義務者の資料情報が加わることで、記入内容が段階的に充実していくことになる。

なお、我が国において、自営業者に記入済み申告を適用するかは検討する必要がある。事業に直接関わる収入、経費については税務当局が事前に記入することができないため、自営業者は記入済み申告の対象外としておき、税務当局の申告収受に係る事務負担が軽減された分、税務調査を重点的に行うという考え方もできる一方、事業収入・経費以外で事前に記入できる情報については記入することで、自営業者の申告を

促すという考え方もできるであろう。

記入済み申告を我が国に導入するには、オーストラリア等近年の導入国と同様に基本的にe-Taxと組み合わせることが現実的であろう。

現在は手入力している情報が事前に入力された状態でe-Taxを使うことができれば、申告負担がさらに軽減され、e-Taxの利便性も上がる。また、仮に記入済み申告に用いる納税者番号を、電子証明書に代わる本人確認のために使うことができれば、e-Taxの簡素化も可能となる。納付の場合には簡素な本人確認の手段として納税者番号を認め、還付申告の場合には成りすましの恐れがあるため納税者番号に加えて別途の本人確認情報や電子証明書を必要とするという運用も検討できるのではないか。我が国は納税者数の多さの点で諸外国と大きく異なること、また、地方税の賦課決定通知を出す6月までに記入済み申告の全プロセスを終える必要があることを勘案すると、全ての手続きプロセスを基本的に電子的方法で行うことを前提にしなければ執行が困

表2 我が国への段階的導入方法(案)⁽¹⁾

	第一段階	第二段階
適用対象者	年金受給者	給与所得者
記入情報 (収入、控除)	当面 ・年金給付額 ・各種人的控除 ・各種社会保険料控除 資料情報提出義務者の 電子化対応後 ・給料、ボーナス等 ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・医療費 等	当面 ・給料、ボーナス等 ・各種人的控除 ・各種社会保険料控除 資料情報提出義務者の 電子化対応後 ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・医療費 ・住宅ローン 等

難になる。したがって、記入済み申告の送付、納税者による内容確認（修正）、税額決定通知をe-Tax上で行うことを基本的な仕組みとすることが望ましい。

(3) 導入の課題～番号制度を中心に～

以上のような手順で記入済み申告を導入する際の最大の課題は、誰に対してどのように付番するかである。

まず、付番対象については、記入済み申告を希望する納税者に限って付番する選択的付番と記入済み申告の適用対象者全員に付番する全員付番の二つの方法が考えられる。納税者番号がある状況で記入済み申告を導入した諸外国と異なり、我が国の場合は（少なくとも）番号制度とセットで導入することになるため、付番されることに拒否感を抱く納税者への配慮が必要になる。また、納税者利便のために記入済み申告を導入する以上は、記入済み申告の利用を強制するのではなく、納税者に利便性を実感してもらうことが先決だといえよう。このように考えると、記入済み申告は希望者に対して行う納税者サービスとして導入し、付番は当該申告を利用する納税者に対して行う選択的付番とすることが考えられる。一方、希望者ベースの選択的付番とした上で、先述したように段階的に適用対象者を広げると、記入済み申告の利用者が一部に限られてしまうため、記入済み申告の意義で述べた様々な効果が十分に達成されない恐れがあるという点への考慮も必要だろう。

なお、記入済み申告には名寄せを行うための番号が必要なことから、記入済み申告を利用すると税務当局が納税者の情報を広

く収集することになるのではないかという懸念が生じることが予想されるが、記入済み申告は資料情報制度に基づいて既に税務当局が収集している情報を活用するのであって、記入済み申告によって、新たに情報が収集されるものではないことを納税者に十分に周知する必要がある。もっとも、このことは、納税者番号を導入する際に、資料情報として新たにどのような情報を税務当局が入手する必要があるのかという議論を妨げるものではない。

次に、付番方式については、全国一律の番号で二重付番なく納税者をカバーしていること、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できること等の条件が満たされるならば、付番コストや利用者の管理の容易さを勘案すると、記入済み申告用に新たに付番するのではなく、既存の番号を活用することが望ましい。その際には、政府が既に2011年度の導入に向けて議論を進めている社会保障番号が有力な検討対象となる。いずれにしても、既存の番号を活用するには情報システム面にも留意する必要がある。例えば、記入済み申告の適用対象者を拡大するたびに番号が変わり、資料情報提出義務者や税務当局が新たな情報システムを構築する必要があるといった二重・三重のシステム投資が必要となるような付番方式にしないよう予め配慮する必要がある。

また、電子化対応も記入済み申告を我が国に導入する際の課題となる。納税者の側の電子化対応でいえば、e-Taxは利用者アンケートを踏まえて毎年改良が重ねられているものの、未だ使いやすさの点で定評が

ある状況とは言い難い。記入済み申告を含め、今後e-Taxの利用者が増えることを勘案すると、これまで以上に利用者の視点に立った改善が求められる。とりわけ、年金受給者を中心に高齢の利用者が多いことを踏まえると、先に述べたように、記入済み申告に係る税務当局と納税者のやり取りはe-Tax上で行うことを基本的な仕組みとしつつ、例えばエストニアのように税務署での記入済み申告書や税額決定通知の受け取りを可能にする等の対応が求められよう。また、資料情報を提出する側の電子化対応も必要となる。先述したように、情報システム投資が必ずしも十分でない中小零細企業に電子的方法による提出を促すための何らかの施策が求められる。

VI おわりに

記入済み申告は諸外国で導入が進んでいるだけでなく、我が国の申告に伴う様々な状況を踏まえると、納税者（特に年金受給者）の申告負担の軽減、税務当局の事務効率化、年末調整の廃止と自主申告の実現や、新たな租税政策の導入といった点で導入する意義が大きい制度である。

税務分野でIT化が進展していることを最大限に活かし、資料情報を活用することで紙ベースでは難しかった新たなメリットが納税者、税務当局双方に実現することになる。その実現の鍵となるのが番号制度である。

政府や政治の場で納税者番号の具体的な検討が始まっている。本稿が納税者利便の

ための番号の導入に向けた議論の参考になれば幸いである。

- (1) 例えば、スウェーデンの記入済み申告はsimplified income tax returnとして紹介されている（馬場義久（2001）「スウェーデンの個人資産所得税制」『租税研究』1月）。
- (2) 記入済み申告についての本稿の記述は主に以下の3つのOECDレポートに基づいている。OECD（March 2006）, “Using Third Party Information Reports to Assist Taxpayers Meet their Return Filing Obligations – Country Experiences With the Use of Pre-populated Personal Tax Returns”
OECD（February 2007）, “Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series（2006）”
OECD（22 January 2008）, “Third Party Reporting Arrangements and Pre-filled Tax Returns: The Danish and Swedish Approaches”
全てOECDのホームページ（http://www.oecd.org/home/0,2987,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html）から入手可能である。
- (3) OECD Table 39, “Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series（2008）”。なお、賦課課税方式を採用している導入国のうち、少なくともデンマーク、スウェーデン、フランス、アイスランド、ポルトガル、シンガポールにおいては、納税者が賦課決定内容を確認して申告することが義務付けられている。
- (4) スウェーデンは全個人納税者を対象としているものの、法人納税者向けにも適用できないか検討中である。一部の個人納税者を対象としている例としては、ノルウェー、フランス、チリの給与所得者と年金受給者、スペインの給与所得者と個人投資家、ベルギーの給与所得者が挙げられる（OECD（March 2006）、OECD（22 January 2008））。
- (5) OECDは記入済み申告を導入したデンマーク、エストニア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、チリ、スペインに対してアンケート調査を実施した。その結果は、OECD（March 2006）中のAnnex 1 Information from Country Survey on Use of Pre-populated

Returnsにまとめられている。

- (6) キャピタルゲインが記入済み申告書の記入対象であるかは、金融資産や不動産の取得価格が資料情報制度に基づいた報告対象であるかによる。デンマークやノルウェーは報告対象である一方、スウェーデン、フィンランドは報告対象とはせず、納税者の申告（記入済み申告書への追記）が必要のようである。スウェーデンは、資産の購入時に購入者情報を把握しておくことで、売却時にキャピタルゲインの記入を納税者に促しているようである。フィンランドは、金融機関等が納税者に取得価格等の取得にかかる費用明細を送付し、納税者は当該明細に基づいてキャピタルゲインを計算して申告することになっている（費用明細が添付されていない場合は売却価格の20%が購入金額と見なされる）。
- (7) 税務代理人制度があるオーストラリアでは、専用のポータルサイト経由で税務代理人や事務弁護士（ソリシター）等の税務専門家にも記入済み申告書が提供される。
- (8) デンマークとスウェーデンが採用している。
- (9) OECD, Table 35, "Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2008)".
- (10) 財務省・国税庁・総務省委託調査「諸外国における資料情報制度及び納税者番号の活用に関する調査」、2007年3月、p.212-214。当調査報告書によると、当初は各種キャンペーンや指導によりTYVIの利用促進を図っていたが、利用が伸び

悩んだため従業員40名以上の企業に対して利用を義務付ける予定である。

- (11) 森信茂樹「日本が生まれ変わる 税制改革」(中公新書ラクレ、2003) 第10章参照。
- (12) 我が国において、利子、配当、譲渡所得等の金融所得を記入済み申告の記入情報とするかどうかは検討すべき課題である。

現在、特定口座（源泉徴収口座）を選択していれば、申告することなく源泉徴収だけで課税関係を終了することができるため、事実上の源泉分離課税となっている。特定口座の9割弱は源泉徴収口座であることを踏まえると、この申告不要制度は個人投資家に定着しているといえる。したがって、金融所得は敢えて記入済み申告の対象とする必要はないとも考えられる。

一方、源泉徴収口座を選択している場合にも、譲渡損失の繰越や複数の口座間で損益通算を行う際には申告が必要になる。また、住宅ローン控除や医療費控除等を受けるため申告を行っている納税者も相当数にのぼると想定される。さらに、今後、預貯金、公社債、公社債投信等の利子が金融所得一体課税の対象となり、譲渡損失との損益通算が認められるようになれば、複数の口座間での損益通算を行うために申告する納税者が大幅に増えることが見込まれる。したがって、金融所得についても記入済み申告の対象として、申告負担を軽減すべきだという考え方もできる。